

## 福島県肥料高騰緊急対策事業

～水田で出荷・販売を目的に作付している

農家の皆様を支援します～

### 助成額

- 水稲：500円／10a

(ただし、自家消費分として10aを差し引いた面積)

- 水稲以外の転作作物：1,500円／10a

(飼料作物及び牧草以外の作物は自家消費分を差し引いた面積)

**事業詳細については、裏面をご覧ください。**

なお、役場側で把握している作物面積※を元に、**事業要件を満たす方には、事業案内および申請書を郵送しています。**

※農業共済組合の令和4年度の営農計画書（水稲生産実施計画書兼営農計画書）を元に、経営所得安定対策の申請内容および、現地調査の結果を適用した作付面積

**要件を満たす方で、お手元に申請書が届いていない方は、下記までお問い合わせ下さい。**

お問い合わせ先

泉崎村役場 産業経済課

TEL 0248-53-2430 平日9時から16時

米価の大幅な下落に加え、肥料費高騰の二重苦に直面している水稻経営体に対し、肥料費の一部を助成します。

●対象者

水稻または水稻以外の転作作物を作付している水稻経営体

●対象作物

水稻	主食用米、多収米、稲WCS、飼料用米、備蓄米
転換作物	野菜、花き、果樹、麦、大豆、そば、飼料作物、牧草等

※二毛作は基幹作のみ

●要件等

※地目が水田のほ場に対象作物を合計で30a以上作付していること。

※令和4年度に出荷・販売を目的として作付していること。

●申請期限

令和4年10月20日（木）

※事業要件を満たす方には、申請書を郵送しています。

●留意事項

- ・畑地は対象になりません。
- ・申請書の内容確認のため、申請者ご本人様に連絡をする場合があります。
- ・申請書は記載内容を十分確認してから提出してください。